

PTA保険について

本校には現在PTAの組織はありませんが、クラス委員会や学校側と話し合い、また青少対とも協議した結果、PTA保険に団体加入しております。PTA保険とは、団体傷害保険ならびに、PTA管理者賠償責任保険の二つからなっており、クラス委員会が主催または共催する行事に参加した際に怪我をしたり、その時に使用した物品を破損したりした場合に、**状況に応じて補償される保険**です。

活動によっては準備運動がなされなかった場合など保険対象とならないこともありますことをご承知おき下さい。保護者の皆様には趣旨をご理解の上ご協力いただけるようお願いいたします。

PTA 保険料

150円/一家庭

なお保険対象となる事故があった場合は、**すぐに**、各クラスのクラス委員まで連絡してください。

PTA団体傷害保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・抜粋）

1 保険の対象

クラス委員会を通ったPTA主催、共催の行事に参加中の保護者会員、教職員、在籍の児童
（卒業生や在籍していない兄弟姉妹、祖父母は含まれません）

2 対象となる事故

- ① PTAが主催、共催する行事参加中の事故
- ② ①の行事に参加するための自宅と行事会場の通常の往復途中
(宿泊を伴う場合、中毒、日射病、熱射病による場合は含まれません。)

3 保険金額

- ① 事故の日より180日以内に死亡した場合1名につき290万円程度
- ② 事故の日より180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて290万円程度の4%～100%までの所定の割合の額
- ③ けががもとで入院した場合、事故の日から180日を限度に、入院日数1日につき2900円
- ④ けががもとで通院した場合、事故の日から180日以内の通院の日数に対し、90日を限度に1日につき2900円（入院、通院をあわせても180日が限度です）例外がありま

すのでご承知おきください。

※ 故意、自殺、犯罪、闘争行為、脳疾患、地震、疾病、無免許や酒酔い運転中の事故、他覚症状のないむち打ち症、腰痛、食中毒などは支払われません。

P T A 管理者賠償責任保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・抜粋）

1 対象となる事故（法律上の損害賠償責任の額）

- ① P T A 主催、共催行事活動中に伴う事故により、他人に怪我をさせた場合（対人賠償）
- ② P T A 主催、共催行事活動中に伴う事故により、他人の財物を壊した場合（対物賠償）
- ③ P T A 主催、共催行事活動のために、第三者から借用していた財物の使用、管理している間に壊したり紛失したり盗まれたりした場合（保管物賠償）

※いずれの場合も P T A 側に過失があり、その過失が原因で発生した事故につき、P T A が負担する法律上の賠償責任の費用になります。

2 保険金が支払われない主なもの

- ① 暴動、けんか、地震、噴火、洪水、津波等に起因する賠償責任
- ② 施設の修理、改造等の工事に起因する賠償責任
- ③ 自動車の使用、所有、管理に起因する賠償責任
- ④ 食中毒、疾病等に起因する賠償責任
- ⑤ 借用した物の瑕疵、自然の消耗、性質による破損
- ⑥ 借用物を返還した後に発見された賠償責任
- ⑦ P T A 活動の終了後に、P T A 活動以外の活動に起因する賠償責任
- ⑧ 別居の親族に対する賠償責任 ⑩心身喪失に起因する賠償責任
- ⑨ 失火による賠償責任 ⑪故意による事故

3 賠償保険

- | | | | | | | |
|---------|------|---------|------|---------------|---------------|---------------|
| ① 対人賠償 | 1 名 | 5 億円 | 1 事故 | 5 億円 | 免責 | 1,000 円（自己負担） |
| ② 対物賠償 | 1 事故 | 3000 万円 | 免責 | 1,000 円（自己負担） | | |
| ③ 保管物賠償 | 1 名 | 10 万円 | 1 事故 | 500 万円 | 期間中限度額 | 500 万円 |
| | | | | 免責 | 1,000 円（自己負担） | |

P T A という名称の使用について

上宿小学校には P T A はありませんが、この保険に加入するためには上宿小 P T A（上宿小の場合は Parent が Teacher を assist するという言葉の略称）という名称を使用し、その運営委員会が承認した行事でなければ補償対象とならない条件があります。そのため便宜上、上宿小 P T A を名乗り、保険の契約を結んでおります。それにより、保険の補償対象となる行事はクラス委員会で承認されたものとなります。またその連絡の印刷物は、上宿小クラス委員会委員長名と担当の係の連名で出すことになりますことをご承知おきください。

※ご質問等があればクラス委員までお願いいたします。

タブレット保険について

今年度より加入することになりましたタブレット保険（以下、受託物賠償責任補償特約）についてご案内させていただきます。

全国の小中学生に一人一台タブレットが貸与され、学習で活用するようになっていきます。思わぬ破損等に対応できるよう受託物賠償特約に加入することとなりました。

受託物賠償責任補償特約はP T A保険とは異なり、新たな団体総合生活保障保険に加入することとなります。団体総合生活保障保険は、P T A行事以外でも対応できる保険となっております。

暮らしの中の万が一に備えた団体総合生活保障保険のほか、タブレット以外の受託物の適用もありますので、下記の保障内容をご確認ください。**状況に応じて補償される保険となります。**

保護者の皆様には趣旨をご理解の上、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

また契約に必要な情報は、4月8日配信の【令和5年度 保護者活動について】のご案内の中の**Google フォームのアンケート**からお答えください。

ご回答いただけなかった場合は契約ができなくなってしまうので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

なお契約は自動更新となっております。

よろしくお願い申し上げます。

タブレット保険料

510円/一家庭

保険対象となる事故があった場合は、**すぐに**、各クラスのクラス委員まで連絡してください。

加入時期は、クラス役員定例会が終わった5月中旬頃の予定となっております。

団体総合生活保障保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・抜粋）

1 保険の対象

万が一お亡くなりになられた場合、10万円をお支払いする保険となります。

2 対象となる事故

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

3 お支払い対象にならない主なもの

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 無免許、酒気帯び、覚せい剤等で運転している間
- 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- 戦争、武力行使、革命、内乱、暴動
- 地震、噴火、津波
- むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- 細菌性食中毒・ウィルス性食中毒
- 被保険者がテストライダー、オートバ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故
- 山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故

受託物賠償責任補償特約（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・抜粋）

1 保険の対象

被保険者が日本国内において受託し、管理する受託物が、次のいずれかの間に損壊・紛失または盗難により、その受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- ① 被保険者の居住する住宅（敷地を含みます）内に保管されている間
- ② 日常生活中に一時的にその住宅外で管理されている間

2 お支払いする保険金の額

保険期間中（1年間）30万円の保障となります。

おひとり様、累計30万円までなら何回でもご利用いただけますが、その都度免責として5,000円をお支払いいただくこととなります。

3 お支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

- 無免許、酒気帯び、覚せい剤等で運転している間
- 被保険者に引き渡される以前から受託物に存在していた欠陥
- 戦争、武力行使、革命、内乱、暴動
- 地震、噴火、津波
- 差押え、破壊等の公権力の行使
- 自然発火、自然爆発
- 電気的事故、機械的事故
- 自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、または
ねずみ食い、虫食い等
- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵

4 補償対象外となる主な受託物

- 通貨、預貯金証書、株券、手形、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、
帳簿その他これらに類する物
- 貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品その他これらに類する物
- 自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品
- 鉄砲、刀剣その他これらに類する物
- 被保険者が登山登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具
- 動物、植物等の生物
- 建物（付属設備を含みます）
- 門、塀または物置付の付属建物

ご質問があれば、クラス委員までお願いいたします。